

大野川に感謝、川をきれいに！
～水辺にやすらぎ心にゆとり～



(令和3年4月16日撮影)

大野川へアユの稚魚とウナギを放流しました → 関連記事は2P

第65号の主な内容

- ◇ 大野川へアユ・ウナギの放流(高田小学校4・5年生体験学習)
- ◇ 出水期を前に ～水門等の一斉点検を実施～
- ◇ 河川防災情報のリアルタイム提供
- ◇ 令和3年度 堤防除草計画のお知らせ

大野川へアユ・ウナギの放流体験 ～ 高田小学校4・5年生が体験学習 ～

4月16日(金)、大野川川添橋付近にて、大野川水害対策協議会主催による『大野川へ
のアユ・ウナギの放流体験』が行われました。

当日は高田小学校の4年生がまず体育館での学習会に参加。大野川漁協高田支部の
中村一彦さんがアユとウナギの生態について、国土交通省大分河川国道事務所大野川
出張所の八坂徳孝所長が川の役割についてなどを説明しました。

その後4・5年生で河川敷へ移動し、放流体験を行いました。児童らは河川敷でアユの稚
魚3000匹、ウナギ150匹を手で触った後、「大きくなってね」「元気でいてね」と声をかけ
ながら放流しました。

当日はあいにくの天候でしたが、どんより雨雲もコロナで覆われた暗い気持ちも吹き飛
ばすような子どもたちの元気な声が、河川敷に響き渡っていました。



よく見たら
かわいい顔を
しているね

水門等の一斉点検を実施 ～ 地域と共同で安全に取り組んでいます ～

水門等の施設は、大雨等の河川の増水時に
河川の水が住宅地などに逆流しないようにする
ための重要な施設です。

梅雨や台風シーズンに備え、5月23日(日)に
水門等の管理者である国・県・市の担当者と地
元消防団が合同で点検を実施しました。

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止
のため、点検の緊急性の高い水門等を中心に、
急な河川の増水時にも迅速な対応ができるよう
操作等の確認を行いました。



【発行・問合せ先】

国土交通省 大分河川国道事務所 大野川出張所 TEL:097-527-2549 FAX:097-523-2673

☆河川利用に関する相談 ☆ゴミの不法投棄の目撃情報 ☆油の流出(水質事故)情報 等
がございましたら、上記までご一報ください。

河川防災情報のリアルタイム提供

大雨や台風時には河川や近隣の状況が気になると思いますが、大雨の中外出したり、増水した河川に近づくことは非常に危険です。今回は、大雨や台風の際に、お住まいの近くの川の状況や雨量等を自宅で確認できる方法を紹介し、情報を収集し、避難等に備えてください。

ホームページや携帯電話による防災情報

川の防災情報のホームページでは、大野川の水位や雨量の情報等をリアルタイムで取得することができます。



川の防災情報ページ
パソコン・スマートフォン
からアクセス
<http://www.river.go.jp>



プッシュ型配信による洪水情報の提供

大分川と大野川の洪水情報を緊急速報メール（プッシュ型配信）で配信します。

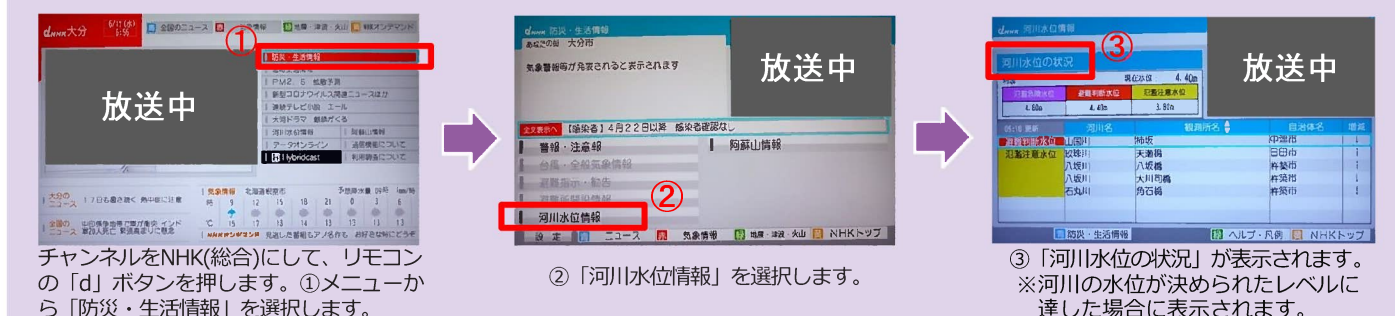


- ※1「洪水情報」とは、指定河川洪水予報の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。
- ※2「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。

地デジによる河川防災情報の提供

NHK総合の地上デジタル放送（データ放送）で河川の水位・雨量情報の提供を行っています。テレビを通じて河川の水位・雨量の防災情報を入手することができます。

テレビで河川防災情報を見るには



大野川出張所管内 除草時期ルート図【令和3年度】

※除草時期は天候等により、記載時期より前後することがあります

志村地区

1回目：7月中旬～7月下旬
2回目：11月中旬～11月下旬

迫地区

1回目：7月下旬～8月上旬
2回目：11月下旬～12月上旬

百堂地区

1回目：8月上旬頃
2回目：12月上旬頃

宮河内地区

1回目：8月上旬～
2回目：12月上旬～

海原地区

1回目：6月下旬～7月上旬
2回目：10月中旬～10月下旬

高田地区

1回目：6月中旬～6月下旬
2回目：10月下旬～11月上旬

大津留地区

1回目：8月中旬～8月下旬
2回目：12月中旬～12月下旬

戸次地区

1回目：7月上旬～
2回目：10月下旬～

下戸次地区

1回目：6月下旬～
2回目：10月中旬～

上戸次・利光地区

1回目：6月中旬～
2回目：9月下旬～

三川地区

1回目：7月上旬～7月中旬
2回目：11月上旬～11月下旬

皆春地区

1回目：6月上旬～6月中旬
2回目：9月下旬～10月中旬

横尾地区

1回目：8月上旬～8月中旬
2回目：12月上旬～12月中旬

家島地区

1回目：5月上旬～5月中旬
2回目：9月上旬頃

鶴崎地区

1回目：5月中旬～5月下旬
2回目：9月中旬～9月下旬

丸亀地区

1回目：7月下旬～
2回目：11月下旬～

松岡地区

1回目：7月中旬～
2回目：11月上旬～

判田地区

1回目：5月中旬～
2回目：8月下旬～

竹中地区

1回目：6月上旬～
2回目：9月中旬～

★ 堤防除草の刈草を無償提供しています！ ★

大野川出張所では、堤防の点検を主目的に年間2回の堤防除草を実施しています。この時発生する刈草については、希望する方々へ無償提供を行っています。これまでも地元の方々の農家の方々に提供し、堆肥や畑の敷き草に使っていただくなど有効活用を図っており、これにより処分費のコスト削減にも繋がっているところです。

刈草の提供について詳しく知りたい方は、大野川出張所までお気軽にお問い合わせください。【 連絡先：097-527-2549 】

《刈草の提供について》

- 時 期：堤防除草が行われる、5月～12月の間
- 量：要相談（除草の進捗に応じてストック量が変わります）
- 種 類：堤防上の雑草
（概ね50cm四方に梱包された状態で提供）
- 場 所：図中集草場（横尾・下戸次）参照
※分かりづらい場合はお問い合わせください
- 方 法：希望者の方は、集草場へ運搬車等で直接取りに来てください
刈草の積み込みについては希望者で作業をお願いします

《注意事項》

- ※営利目的での刈草のお引き取りは固くお断りします
- ※刈草には除草作業時に異物が混入している可能性があります
- ※刈草の使用にあたっては希望者が確認の上、自己責任でご使用ください
（国土交通省は一切の責任を負えません）
- ※収集運搬時の過積載などに十分注意し、交通ルールを守ってください



（積み込み状況）

